（別紙）

薬剤師不在時の対応についてのチェックリスト

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　薬局名：

**＜薬剤師不在時の対応＞**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | □　 | 薬剤師が不在となる時間は、調剤室の閉鎖を行うことができる。（構造設備規則第一条第九号二、施行規則第十四条の三第３項） |
| ２ | □ | 薬剤師が不在となる時間は、要指導医薬品、第一類医薬品を通常陳列し、交付する場所を閉鎖できるようにしている。（構造設備規則第一条第六号，第十号ハ，第十一号ハ、施行規則第十四条の三第１項）※登録販売者も不在となることが想定される場合は、第二、三類医薬品を通常陳列し、交付する場所も閉鎖できるようにしていること。 |
| ３ | □　 | 薬剤師が不在となる時間に係る事項（薬剤師が不在にしている理由や調剤に応じることができないことを含む。）を、薬局内及び薬局の外側のそれぞれ見やすい場所に掲示をできるようにしている。（施行規則第十五条の十六） |
| ４ | □　 | 薬剤師が不在となる時間は、一日当たり４時間又は、一日の開店時間の２分の１のいずれかの短い時間を超えない。（体制省令第一条第１項第七号）　 |
| ５ | □　 | 薬剤師が不在となる時間内は、管理薬剤師が、当該薬局において勤務している従事者と連絡をとることができる体制を整えている。（体制省令第一条第１項第八号） |
| ６ | □　 | 薬剤師が不在となる時間内に調剤を行う必要が生じた場合に、近隣の薬局を紹介すること、または調剤に従事する薬剤師が速やかに当該薬局に戻ることができることその他必要な措置を講じる体制を構築している。（体制省令第一条第１項第九号）[紹介する場合の近隣の薬局名：　　　　　　　　　　　　　　　]（施行通知） |
| ７ | □　 | 薬剤師不在時間における薬局の適正な管理のための業務に関する手順書を作成の上、その手順書に基づく業務が実施できるようにしている。（体制省令第一条第２項第四号） |

（注１）１～２について、新たに閉鎖設備を設けた場合は、構造設備の変更届も必要です。

（注２）７について、作成した手順書を申請窓口で提示してください。

「施行規則」：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則

　「構造設備規則」：薬局等構造設備規則

「体制省令」：薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令

「施行通知」：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行等について(平成29年９月26日 薬生発0926第10号)